

熱中症発生時の注意事項

1. 未然防止の対応

(1) 教育

- ① 熱中症が多発する梅雨明け前から熱中症についての正しい知識を周知徹底し、未然防止に努める。
- ② 熱中症は、適切な予防法を知っていれば防ぐことができるため、子供に対し体調管理や水分補給のポイントなどを指導する。

(2) 管理

- ① 学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動中発生していることから、指導者は熱中症の危険性を認識し、暑さ指数などをもとに適切な運動・部活動を実施する。
- ③ 水分・塩分が補給できる環境を整えるとともに、暑さを避けるための環境を整える。
→テントの設置・帽子着用・活動時間の工夫など
- ④ 子供における個人差や体調により暑さへの耐性が違うことを踏まえ、活動の前、活動中、さらに活動終了後も必ず、健康観察を行い、熱中症の早期発見・早期対応に努める。

(3) 組織

- ① すべての教職員が応急手当を理解しておく。

■熱中症の応急手当■

- (ア) 意識がない場合や、応答が鈍いなど意識がもうろうとしている場合は迷わず救急車を要請する。
 - (イ) 涼しい陽の当たらない場所に寝かせ、衣服をゆるめ、水分や塩分を補給する。
 - (ウ) 氷嚢などがあれば、それを頸部、わきの下、大腿の付け根に当てる。
(直下の血液を冷やすことで体温を下げる)
 - (エ) 濡れたタオルで体をふき、うちわや扇風機などで扇ぎ体を冷やす。
- ◇重症者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げるかにかかっている。

- ② 緊急連絡先や緊急搬送できる医療機関を明確にしておく。
- ③ 熱中症予防月間を中心に関係機関へ熱中症予防パンフレット等を配布する。

2. 熱中症が発生した場合(発生時の対応)

(1)校長(教頭)の対応

- ① 連絡を受け現場へ急行し、事故の状況を把握する。
- ② 必要に応じて教育委員会への報告を行う。
- ③ 他の子供の健康状態を把握し、状況に応じて運動中止などの指示を行う。

(2)担任(学年主任)の対応

- ① 状況を把握し保護者へ連絡する。
- ② 必要に応じて救急車に同乗し、状況を逐次報告する。

(3)養護教諭の対応

- ① 現場へ急行し応急手当を行う。
- ② 経過観察中、容態が急変することもあるので注意を怠らない。
- ③ 容態が回復しない場合は、医療機関を受診する。(学校医や、かかりつけ医等)
- ④ 自宅へ返す場合は、保護者へ経過観察をお願いするとともに、容態が急変した場合は医療機関を受診するよう申し添える。

3. 事後の対応

(1)ケア態勢の確立

- ① 全職員共通理解のもと、当該子供の体調管理に努める。
- ② 担任、体育科・部活動担当者が連携し、当該子供が安心して授業に参加できるよう、声かけ等を行う。
- ③ 保護者と連絡をとり、学校で配慮すべきことを確認する。

(2)再発防止対策

- ① 暑さ指数などの環境条件を把握し、場合によっては運動中止などの適切な措置を講ずる。
- ② 部活動など、集団でスポーツ活動を行う場合は、指導者やリーダーが一人一人の健康状態に配慮し、熱中症の予防に努める。
- ③ 子供が体調不良を気軽に相談できるよう子供と教師の信頼関係を築く。

(3)関係機関との連携

- ① 救急救命士などを講師に招き、職員研修などで応急手当について再度確認する。
- ② 保護者への情報提供及び啓発を行う。